

富山市農業集落排水事業

地方公営企業法適用基本計画

概要版

令和4年3月

富山市農林水産部農村整備課

第1章 基本計画策定の目的

1. 基本計画策定の目的

本市の農業集落排水事業において、地方公営企業会計を適用することは、持続可能な事業の経営を目指すために、事業の経営成績や財政状況を明確にし、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることを目的とします。

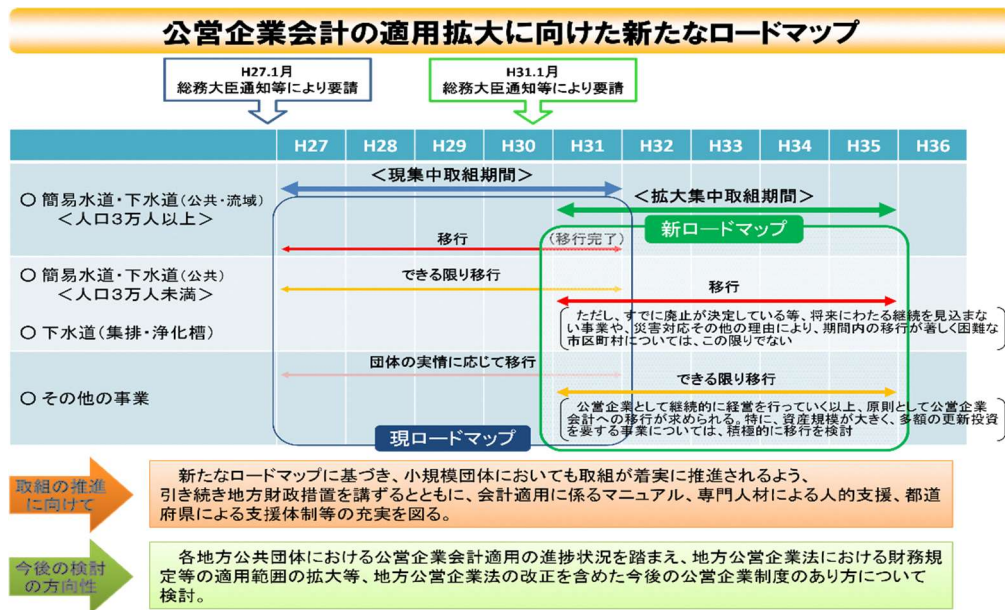
2. 国からの要請

■ 総務大臣通知(平成 27 年 1 月 27 日付)

平成 27 年 1 月 27 日には、「公営企業会計の適用の推進について」(総務大臣通知)の報道発表があり、本通知の中で、下水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組むことについて要請されています。

■ 総務大臣通知(平成 31 年 1 月 25 日)

上記に次いで、平成 31 年 1 月 25 日には、「公営企業会計の適用の更なる推進について」(総務大臣通知)が発出され、前通知を更に推進するために人口 3 万人未満の小規模事業やその他の事業(農業集落排水事業を含む)に対して、以下のようなロードマップを提示し公営企業会計適用の更なる取り組みが要請されています。



第2章 富山市の農業集落排水事業

1. 富山市農業集落排水事業の概要

(1) 事業の概要

本市の¹農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に役立てるとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的として、昭和 56 年から整備を始め、平成 26 年に全地区の整備を完了しました。現在の施設数は 54 施設であります。

本市では、今後の少子高齢化や人口減少等により、大幅な農業集落汚水処理施設使用料（以下、「使用料」という。）の増加が見込めない中で更新費用の確保が困難な状況が予想されており、老朽化した施設の更新や維持管理の継続が課題となっております。

(2) 令和2年度末農業集落排水事業の普及状況

富山市における令和 2 年度末現在の農業集落排水事業の水洗化率は 89.7%に達しています。

2. 農業集落排水事業の現状と課題

農業集落排水事業については、住民に対して汚水処理サービスの提供を行っていることから、地方財政法第 5 条第 1 号に定める公営企業であると判断されます。そのため、地方財政法第 6 条及び同法施行令第 46 条で定める特別会計設置義務はないものの、企業性を発揮するためには汚水処理サービスの提供に要する経費は、その受益の程度に応じて負担を求める受益者負担の原則が適用され、受益者間の負担の公平を図ることが求められるものと考えられています。

富山市の農業集落排水事業経営の現状と課題は、次のような事項が考えられます。

(1) 農業集落排水事業における財政収支上の課題

富山市農業集落排水事業の経営は、上述の独立採算制の基本原則はあるものの、使用料収入等の収益だけでは経費のすべてを賄えず、不足が生じる費用は、一般会計からの基準外繰入金で措置することで収支が均衡している状況です。

(2) 農業集落排水施設整備の課題

施設の標準耐用年数は、管きよが 50 年、処理場・ポンプ場施設の機械・電気設備が 10～20 年となっております。前述のとおり令和 2 年度末現在において供用開始から 40 年を経過した管きよを含む構築物と、耐用年数を超過する機械・電気設備等を含め、数年後には本格的な更新の時期を迎えることとなります。本事業では、新規整備は行わないというのが基本方針であり、今後は、限られた財源の中で、ライフサイクルコストの最適化の観点から、耐震化等の

¹ 本市の農業集落排水事業は、3 事業（農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理事業）から構成されています。

機能向上も考慮したうえで、長寿命化対策を含めたストックマネジメントを計画的に推進していかなければならない状況です。

(3) 公債費に関する課題

農業集落排水事業特別会計においては、事業推進のためにこれまでに発行してきた市債の残高が、令和2年度末現在で約6,988百万円となっており、令和2年度決算における元利償還金(公債費)は約922百万円で、歳出予算全体に対してかなり大きな割合(令和2年度歳出決算ベースで61.6%)を占めています。一旦は、市債の元金償還のピークは過ぎましたが、公共下水道事業への接続のための借入が増えたことにより、市債償還はふたたび増加する傾向となっております。

農業集落排水事業の健全経営に向けて、歳出予算全体のうち大きな割合を占める市債元金未償還残高を早期に減少傾向にすることが大きな課題となっております。

(4) 適正な使用料の設定

農業集落排水事業の使用料収入は、令和2年度決算ベースで、約320百万円となっております。本事業は、効率的な経営の下で必要となる管理・運営費用のすべてを回収できる水準に使用料を設定し、その上で使用料を確実に徴収するように努めなければなりません。本市では使用料の料金体系は、公平性の観点から農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水事業と公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は同じものとなっております。そのため、適正な使用料の検討にはすべての事業の経営効率性を協議する必要があります。

また、人口減少や節水型社会の進行等により、有収水量の低下が見込まれることから、一般的には有収率向上に向けて不明水削減対策への取り組みが必要ということになりますが、本事業の有収率(年間有収水量/年間汚水処理水量×100)は100%であることから、不明水対策ではなく水洗化率の向上と料金体系の適時適切な見直しを行うことが必要となります。そのためには、単年度の事業活動に伴い発生する「総費用」とその対価として収入される使用料収入の「総収益」とのバランスが適正であることを検証することができる仕組みづくりに取り組むことが必要となります。

(5) 資産管理の必要性

地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減や異動を、その発生の事実に基づき、一定の評価基準に従って、整理しなければならないとされています。

そのため、富山市が今まで積み上げてきた資産が、有形・無形の財産としてどのような価値を持つ状態で存在し、活用されているのか、また、それに関連して将来、その維持管理、更新にどれぐらいの費用が発生するかを明らかにする必要があり、そのために資産評価を実施し、適正に管理していかなければなりません。

(6) 経営意識の向上

企業会計の導入により、経営状況や財政状況を明確化させ、事業に対する透明性を高めることで、これまで以上に農業集落排水事業経営に対する職員の“経営”意識の向上を図る必要があります。

第3章 地方公営企業法について

1. 地方公営企業法適用の事業と範囲

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っています。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と称されています。

地方公営企業法は、公営企業に一律に適用されるのではなく、特定の事業のみに適用され、法適用には、法律上当然に適用される場合（当然適用：水道及び病院が該当）と地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合（任意適用：農業集落排水事業が該当）の2種類があります。

そして、任意適用事業については、法の全部の規定を適用する「全部適用」もしくは、財務規定等のみを適用する「財務適用」を選択することができます。

2. 地方公営企業法適用の目的と効果

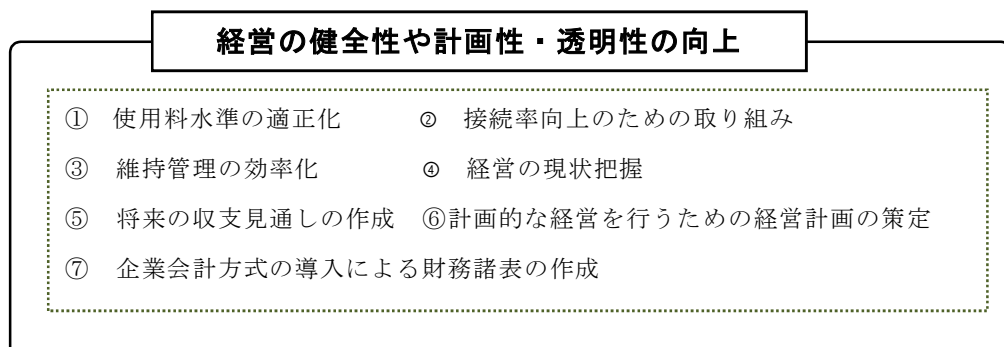
(1) 法適用の目的と意義

法適化の意義は、企業会計方式の経理を行うことにより、経費負担の原則が明確に示されるとともに、収入、コスト、資金調達状況等が適切に区分して表示される財務諸表等を通して、経営状況が理解しやすくなることである。

(1)－1 法適用の目的

持続的な下水道サービスの提供を確実にしていくためには、図 3.1 に示すように、経営の計画性・透明性の向上を図るなど、経営基盤の強化への取り組みをより一層進めることが重要である。

図 3-1 経営基盤強化への取り組み



(1)－2 複式簿記導入の効果

① 損益取引と資本取引との区分経理 【二つの経営視点】

② 発生主義の採用

③ 期間損益計算による損益状況の明確化

④ 決算の早期確定による経営状況の把握

(1)－3 地方公営企業法適用の効果

① 経営状況の明確化

② 適切な使用料の算定

③ 企業経営の弾力性の確保

④ 経営意識の向上

⑤ 施設の適正な財産管理による情報公開と透明性の向上（市民の理解を深める）

⑥ 消費税の節税効果

(1)－4 法適用範囲の比較

現行の法非適用と法適用（財務適用及び全部適用）について、組織・財務・職員の身分・その他を比較したものを、表 3-1 に示す。

表 3-1 法の適用範囲の比較

項目		現行（法非適用）	財務適用	全部適用
組 織	管理者	市長	市長 （法 34 条の 2）	①管理者の設置、任期 4 年（法 7 条、法 7 条の 2） ②ただし、条例に規定することにより置かないことができる ③管理者は、会計事務・予算原案の作成・決算の調製・職員人事・契約等の地方公営企業における業務全体の権限を有し、議会の関与や市長の指揮監督を最小限に留め、自らの判断と責任において事

				業体の運営ができる（法 9 条） ④一部の権限（予算調製、決算の審査、 過料を科す権限等）は市長に留保される （法 8 条）
	組織の設 置等	—	—	①条例で必要な分課の設置（法 9 条） ②条例での必要な組織を設置し、企業勝 因に補助執行させることができる（法 14 条、法 15 条）
	職員の任 免	市長	市長	管理者。ただし、指定職員は、市長の同 意が必要（法 15 条）
財 務	会計の設 置	官庁会計方式による 特別会計	企業会計方式による特別会計（法 17 条）	
	経費負担 区分と一 般会計	雨水公費・汚水私費 （収支不均衡の場合 は一般会計から補て ん）	雨水公費・汚水私費（収支不均衡の場合は、赤字計上）	
	経理の方 法	現金主義、単式簿記	発生主義（法 20 条第 1 項、第 2 項）、複式簿記	
	決算書	歳入歳出決算書	決算報告書、損益計算書、貸借対照表等	
	会計情報 の特徴	収入・支出	予算：収入・支出 勘定：収益・費用・資産・負債・資本	
	出納整理 期間	翌年度の 5 月 31 日ま で	出納整理期間なし	
	決算認定	次の通常予算を審議 する議会まで	事業年度終了後 3 月経過後に最初に召集される定例会であ る議会（法 30 条第 4 項）	
	出納整理	会計管理者、出納 員、その他の会計職 員	管理者、企業出納員、現金取扱員	
	経理情報 の報告	規定なし	毎月末日をもって資金予算表を作成、翌月 20 日までに提 出（法 31 条、則 11 条・12 条、別表⑱⑳）	
	会計事務	会計管理者	企業出納員（条 例の定めによ り、会計管理者 に委任可能（法 34 条の 2）	企業出納員
職 員	主要適用 法律	地方公務員法	地方公務員法	地方公営企業等の労働関係に関する法律 （法 36 条）

の 身 分	労働協約	—	—	書面による労働協約の作成
	団体登録 等	①職員団体（公平委員会への登録） ②政治的行為の制限あり		①労働組合の結成可（労働委員会の確認） ②政治的行為の制限なし（一部の職員を除く）（法 36 条）
そ の 他	契約	一定額以上の契約 は、個別に議決	条例又は議会の議決によることを要しない 予算で、包括的な議決（法 40 条第 1 項）	
	主要な資 産の取り 扱い	個別に議決	予算で一括議決（法 33 条第 2 項、令 26 条の 3 土地：5,000 m ² 以上 その他：2,000 万円以上）	

第4章 地方公営企業法適用の基本方針

1. 富山市における法適用の基本方針

富山市の財政状況は、高齢化、人口減少等の進展により、年々厳しさを増しており、行政改革や財政健全化に取り組んでいるなかで、下水道事業は、市の財政運営に与える影響が大きいため、経営基盤の強化が急務となっています。

そこで、富山市農業集落排水事業は、健全な下水道経営に資する地方公営企業法適用による公営企業会計方式に移行することが必要であり、下記のとおり、地方公営企業法適用の基本方針を示す。

表 4-1 法適用の基本方針

項目	内容
法適用の目的と意義	・ 農業集落排水事業経営の健全性や計画性・透明性の向上
対象事業	・ 農業集落排水事業特別会計
法適用の範囲	・ 地方公営企業法に基づく財務規定等のみの適用「財務適用」
法適用開始時期	・ 令和 6 年 4 月 1 日に移行する

2. 法適用の対象事業

富山市における下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理事業の 5 事業により実施されています。公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は既に公営企業会計を適用しており、今回は残りの 3 事業を法適用対象事業と位置付けることとします。この 3 事業は農業集落排水事業特別会計として運営されています。

法適用の主な目的は、企業会計方式を導入し、農業集落排水事業の経営状況を明確化することであるため、財務適用でもその目的を満たすことができます。

また、出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、全部適用と変わらず企業会計にかかる業務量は増大することとなりますが、財務適用とすることで、人事・契約業務等にかかる業務量の増加を抑えることができ、最小限の人員体制で経営が行えるメリットもあります。

以上のことから、国からの通知、社会情勢の変化および富山市農業集落排水事業の整備状況を考慮し、富山市農業集落排水事業は、令和6年4月1日より地方公営企業法の財務規定のみを適用する「財務適用」に移行することとします。

第5章 資産の基礎調査及び評価方針の検討

1-1. 基本方針等の確認

① 資産の分類

資産は大きく「固定資産」、「流動資産」、「投資その他の資産」の3つに分類される（地方公営企業法施行令第14条）。「固定資産」と「流動資産」の区分は、1年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、そうでない資産を「固定資産」とします。

下表に示す資産のうち、「有形固定資産」および「無形固定資産」を対象として整理を行います。

② 固定資産の区分と整理単位

「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」（平成24年10月19日付総務省自治財政局公営企業課長通知）の「別紙1勘定科目」の固定資産勘定科目による区分に基づき整理を行います。

また、資産の整理単位については、富山市上下水道局に準じて、「詳細整理手法」による整理単位を採用します。

1-2. 基礎調査後に必要な作業量と期間

令和6年4月の法適用に向けて、固定資産等調査および評価に関する必要作業と期間について以下に示します。

（1）必要な作業項目および作業量

固定資産等調査および評価にあたり、本業務（基礎調査）の調査結果や方針等を踏まえた上で、下図に示す作業項目を実施する必要があります。

第6章 法適用に伴う移行事務手続き

1. 法適用に伴う移行事務手続き

(1) 関連部局との調整

法適用に伴い、会計事務の変更を伴うことから、事務の範囲や費用負担方法などについて、関連部局と調整し整理する必要があります。協議対象となる主な関連部局は、上下水道局、出納課、文書法務課、情報統計課、職員課、財政課、管財課、契約課、監査委員事務局等となります。各項目について、調整部局、調整期限、調整詳細内容を洗い出し、先行事例を参照し、専門家の意見を取り入れながら進めていくことが必要になります。

(2) 職員研修の方針検討

法適化の準備期間に職員の知識向上、公営企業経営マインドの育成のために、農業集落排水事業関連職員に対して研修を実施する必要があります。公営企業会計における日常事務、予算の考え方、決算処理など実務的な内容を理解することが重要である。

2. システム等導入

公営企業会計の導入（法適用）により、地方公営企業関連法令、市の財務規定等に沿った経理を実施することになります。本市では、令和6年4月1日より会計が開始されます。それに先立ち、令和5年9月には令和6年度の当初予算編成業務が開始されるため、それまでに公営企業の予算編成システムが運用開始できるように、その構築及び稼働準備をしなければなりません。

富山市農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴うシステム導入については、富山市で既に実績のある上下水道局の公営企業会計システム、固定資産管理システムとの整合を図り、同じシステムを使用する方針です。

その他のシステムに関しては、現在稼働しているシステムを継続利用することになります。

(1) 財務会計システムの導入方針について

財務会計システムの導入パターンとしては、表6-1のとおり4つのパターンにて比較検討しました。また、既に法適用済みの本市公共下水道事業会計は全部適用であるため、財務適用である農業集落排水事業会計を同一システムに統合することはありません。従って、会計システムの導入方法は、③と④に絞り込んだ検討となります。

表 6-1

システム導入方法	適用範囲	財務会計システム仕様
システム単独導入	全部適用	標準パッケージシステム ①
		上下水道会計と同様のカスタマイズ費加算 ②
	財務適用	標準パッケージシステム ③
		上下水道会計と同様のカスタマイズ費加算 ④

(2) 固定資産システムの導入方針について

固定資産システムの導入パターンとしては、表 6-2 のとおり 4 つのパターンにて比較検討します。

表 6-2

	A案	B案	C案	D案
システムイメージ				
内容	<p>現在、上下水道局（公共下水道）で導入されているシステムにセグメント管理できる機能改修を加えて、農集分の資産を登録・管理を行う。</p>	<p>現在、上下水道局（公共下水道）で導入されているシステムと同じシステムを1セット購入の上、農村整備課に設置し、登録・管理を行う。 ※既存PCにインストール可能</p>	<p>市のサーバーを利用できるものとし、上下水道局（公共下水道）で導入されているシステムを移設し、セグメント管理できる機能改修を加えて、上下水道局および農村整備課の2箇所で稼働し、登録・管理を行う。 ※既存PCにインストール可能</p>	<p>新規ベンダーのシステムを1セット購入の上、農村整備課に設置し、登録・管理を行う。 ※既存PCにインストール可能</p>

第7章 法適用スケジュール

1. 法適用移行スケジュール

令和 6 年 4 月 1 日より法適用を開始するための令和 4 年度から令和 5 年度に想定される移行事務及びスケジュールは、別紙表 7-1 に示す。

別紙 表 7-1 法適用移行スケジュール

対応項目	小項目（一部非表示）	令和4年度												令和5年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A.移行																									
A-6	制定・改正を要する条例・規則等の把握	①	法適用にあたり制定・改正が必要となる条例・規則等を把握する。																						
A-7	関係部局の把握	①	法適用にあたり、調整を要する部局及び調整の内容を把握する。																						
B.固定																									
B-3	体制の検討等	①	細分化した業務ごとに担当業務を割り当て																						
B-4	その他（仮調査等）	②	過年度の一般会計繰入金の取扱いについて、開始貸借対照表の長期前受金に計上するかどうか検討する。（予定開始貸借対照表と同時に検討）																						
B-5	資産情報の整理	①	法適用移行事務開始年度以前の取得資産の整理・財源の配分																						
		②	法適用移行事務開始年度以前の取得資産の整理結果の確認、検証																						
		③	法適用移行事務開始年度以前の取得資産のデータのコンバート																						
		④	法適用移行中に取得した資産の整理・財源の配分																						
		⑤	法適用移行中に取得した資産の整理結果の確認、検証																						
		⑥	法適用移行中に取得した資産のデータ入力（コンバート）																						
		⑦	法適用後の資産計上方法の検討・確定																						
		⑧	法適用後の資産計上方法の検討・確定																						
C.関係																									
C-1	関係部局委任方針の検討	①	契約事務、人事給与事務等の内容を把握し、その体制について検討する。なお、一般会計部門職員に企業職員を併任させる範囲の協議を行う。 具体的な事務範囲は、入札事務、契約事務、検査事務、給与計算事務、給与支払事務等が挙げられる。																						
		②	出納会計事務の全容を把握し、その体制について検討する。なお、一般会計部門職員に企業職員を併任させる範囲の協議を行う。具体的な事務範囲は、収納事務、支払事務、公金保管事務、物品出納保管事務、有価証券出納保管事務、帳簿記帳事務、決算事務等が挙げられる。																						
		③	企業出納員の選定及び現金取扱員の設置を協議する。																						
C-2	財政部局との調整	①	一般会計繰入金基準の算出方法について協議する。																						
		②	一般会計繰入金の繰入方法について協議する。繰入方法は、①3条減価償却費充当の他会計補助金、②4条企業債償還金充当の他会計補助金、③4条出資金といった方法が考えられる。																						
		③	法適用後の資金繰りについて資金ショートが生じないかを確保するため、直近年度の月次収支等を用いて資金シミュレーションを行う。																						
		④	法適用後の資金繰りにおいて、起債前借や一時借入金の手続を協議し、資金調達の対応方針を検討する。																						
C-3	管財関連の調整	①	所有財産及び備品の移管、経費負担等について協議する。																						
C-4	給与関連の調整	①	法適用後の職員の退職手当の負担方法等について協議する。																						
C-5	情報システム関連	①	庁内ネットワーク接続と、全庁的なシステム関連費用の負担関係について協議する。																						
		②	システム導入について、他のシステムとの連携（ソフト面）、サーバー等の設置場所等（ハード面）の調整を行う。																						
C-6	徴収事務の調整	①	使用料徴収委託等の共通委託契約、収納システム等の共通利用資産について、経費負担等の協議を行う。																						
C-7	監査事務局との調整	①	法適用後の例月出納検査の内容や提出書類について協議する。決算審査における変更点について協議する。																						
D.職員																									
D-1	職員研修	②	法適用後の日常業務・予算決算について研修を実施する。																						
		③	法適用後のシステム運用について研修を実施する。																						
E.条																									
E-1	条例・規則等の制定・改正	①	法適用にあたり制定・改正が必要となる条例・規則等をあらかじめ協議し、公営企業と一般会計部局のどちらが制定・改正を行うや、条例案の議会提出スケジュール等を調整する。																						
		②	新規案の作成、調整を行う。																						
		③	議会において新条例の承認を得る。																						
F.出納																									
F-1	出納取扱金融機関、収納取扱金融機関の指定と告示	①	金融機関からの担保提供、金融機関との契約書、協定に関する協議を行う。																						
		②	企業会計に対応する伝票・日報等手続き方法の確認、年度末前後の出納金の扱いについて協議する。																						
		③	出納・収納取扱金融機関を指定し、その告示を行う。																						
G.予																									
G-1	勘定科目等の設定	①	施行規則や他団体同種事業等の勘定科目及び現状の予算科目や歳入歳出決算科目等を参考にし、予算・勘定科目を協議する。																						
		②	決算統計やセグメント、内部管理等の集計単位を考慮し、節区分以下の階層を設定する。																						
		③	基金の取扱いについて検討する（一般会計に残すか、公営企業が引き継ぐか）。																						
		④	会計システムに勘定科目をコンバートする。																						
		⑤	企業管理規定（会計規程）の開示範囲（節区分、3条科目等）を協議し、規定に定める。																						
G-2	新予算の編成	①	予算書及び予算に関する説明書の様式を整理する。																						
		②	設定した勘定科目を基に、官庁会計ベースでの金額積み上げを行う。																						
		③	公営企業会計特有の項目に関する金額積算を行う。引当金（貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金）、減価償却費、長期前受金戻入について検討する。																						
		④	収益的収支（3条）、資本的収支（4条）、特例的収入・支出予算（4条の2）を作成する。																						
		⑤	補填財源について理解し、消費税資本的収支調整額、引継金、損益勘定留保資金、利益剰余金それぞれの金額を把握する。																						
		⑥	注記、キャッシュ・フロー計算書その他の「予算に関する説明書」を作成する。																						
G-3	予定開始貸借対照表の作成	①	固定資産システムから、固定資産・繰延収益・資本剰余金の金額を把握する。法適用移行年度の固定資産について予算額で計上する。																						
		②	企業債台帳から、企業債（固定負債、流動負債）の金額を把握する。																						
		③	貯蔵品その他台帳から、資産・負債の金額を把握する。																						
		④	法適用前年度予算について5月までの収支見込を作成し、3月末時点の現預金・未収金・未払金額を把握する。																						
		⑤	資産と負債の差引により資本金額を算出する。																						
G-4	打切決算	①	（収支見込により必要な場合、）一時借入金の措置について検討する。																						
		②	工事の進捗等の見込みにより、予算繰越等の措置について検討する。																						
H.その																									
H-1	税務署への届出	①	事業廃止届出書の内容について、事前に税務署と協議を行う。（特別会計を閉鎖した場合、速やかに届出書を提出する。）																						
		②	消費税の新設法人に該当する旨の届出書について、事前に税務署と協議を行う。（新たに公営企業を設置した場合、速やかに届出書を提出する。）																						
		③	法人の消費税納税義務の有無について事前に税務署と協議を行う。（新規法人の設立第1・2期目は基準期間がないため、資本金の額又は出資の金額を勘案する）																						
		④	法適用前年度の確定申告期限、初年度の中間申告有無について協議を行う。																						
		⑤	打切り決算の特例的未収、未払の消費税申告上の取り扱いを協議する。（どの時点で発生主義にするか）																						
H-2	総務省への報告	①	地方公営企業法適用状況異動報告書の内容について、事前に都道府県と協議を行う。																						
		②	資産の再評価を行った場合は、その内容を記載した報告書を再評価後3ヶ月以内に報告書を作成、提出するため、協議を行う。																						
H-3	事務引継ぎ、その他（広報）	①	全部適用（管理者設置有無）、一部適用（会計管理者へ事務委任有無）により手続が異なるため、事務引継ぎの範囲を確認する。																						
		②	一般事務引継ぎでの書類、帳簿及び財産目録、処分未了もしくは未着手の事項等について長部局と内容を協議し、法適用の日から10日以内に行う。																						
		③	出納事務引継ぎでの現金、書類、帳簿、その他物件の目録を調整し長部局及び会計管理者と内容を協議し、法適用の日から10日以内に行う。																						
		④	広報、ホームページ公表に関する調整を関連部署と行う。																						
		⑤	関連機関等に組織変更に伴う名称変更の周知方法の調整を関連部署と行う。																						